

第1章 計画の趣旨

「ふくい“しあわせ実感”パートナープラン」は、第4次福井県男女共同参画計画として位置付け、男女共同参画および女性活躍社会の実現に向け、施策の方向性と具体策を明らかにするものです。

また、県内の事業所・団体や県民一人ひとりが男女共同参画および女性活躍推進に取り組むための指針ともなる計画です。

1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高めるとともに、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき課題です。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、福井県では、平成14年に「福井県男女共同参画計画」を策定し、以降、5年ごとに改定を行いながら、男女共同参画社会の実現に向け、女性の労働力人口比率や夫婦世帯に占める共働き世帯の割合が日本一という、福井県の特徴を踏まえつつ、諸施策を総合的に推進してきました。

また、第3次計画からは、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する計画としても位置付け、取組みを実施してきました。

令和3年度をもって、第3次計画の実施期間が終了するため、これまでの成果や課題、社会環境の変化を踏まえ、男女共同参画および女性活躍のさらなる推進に向けて、新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

- ・ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第1項および「福井県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- ・ 「女性活躍推進法」第6条第1項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する計画としても位置付けます。
- ・ 国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえつつ、「福井県長期ビジョン」に掲げる「2040年に福井県が目指す姿」の実現に向けて、福井県における男女共同参画および女性活躍推進に係る施策の方向性と具体策を明らかにするものです。
- ・ 本計画に基づく取組みにより、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとし、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」などの実現に貢献します。



＜国 第5次男女共同参画基本計画 目指すべき社会＞

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

＜福井県長期ビジョン 基本理念および2040年に目指す姿＞



3 計画の期間等

計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

また、本計画の実施状況については、毎年、「福井県男女共同参画推進条例」第23条に基づき報告書を作成し、公表します。